論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号 ※ 第 号

氏 名 LY Yasak

論 文 題 目

The Determinants of CS Councilors' Accountability in the Context of Decentralization Reforms in Cambodia

(カンボジアの地方分権改革の文脈における地方議員のアカウンタビ リティの決定要因)

論文審查担当者

主査

名古屋大学 准教授 岡田 勇

委員 名古屋大学 教授 島田 弦

委員 名古屋大学 准教授 日下 渉

委員 名古屋大学 教授 東村 岳史

論文審査の結果の要旨

1. 論文の概要と構成

地方分権改革は一般的に、公共サービスの意思決定と履行をその受益者である市民に近いレベルに おいて行うことで、その質を高めようとする意図を有する。そして、その改革の意図は、政治代表、 財政管理、行政機構を地方政府レベルに移した上で、地方政府の代表者のアカウンタビリティ(説明 責任)を高めることで実質的に担保される。ところが、多くの途上国において、地方政府の代表者の アカウンタビリティについての評価は玉虫色であった。そのため多くの研究は、どのような条件下に おいてアカウンタビリティが強く働くかを問うてきた。

カンボジアは、2001 年から地方自治体(コミューンあるいはサンカット)レベルでの地方分権改革を進め、2002 年からは地方自治体議員の直接選挙を開始した。その後、漸増的に地方自治体への財政移譲を進め、5年毎に地方自治体議員選挙を行ってきたが、一番の鍵となったのはまさに地方自治体のアカウンタビリティであった。本論文は、首都プノンペンの Toul Sangker サンカットならびに Prey Ben 県 Reab コミューンでのフィールドワークと、国家地方分権委員会が 2016 年に実施した複数県でのサーベイデータを用いて、地方自治体議員のアカウンタビリティがどのような条件によって促進、あるいは制約されているかを分析したものである。

本博士論文が示す新しい知見は、多くある。まず、拘束名簿式比例代表制による選挙制度や党籍除名による公職剥奪といった制度ルール、さらには財政資源の恣意的移転などにより、政党(特に与党)が地方政府議員のパフォーマンスを実質的に左右していることが明らかとなった。これは必ずしもアカウンタビリティを低下させるものではないが、政党の影響力が強いというカンボジア政治の特徴が確認できる。

また、拘束名簿式比例代表制のもとで、有権者は個々の議員の業績や候補者の素質についてではなく、政党評価に基づいて地方政府議員を選んでいることも明らかとなった。これはアカウンタビリティにとって望ましくない制度ルールであることが判明する。なぜなら地方政府議員は政策パフォーマンスに対して選挙で賞罰が与えられることをある程度は意識しているものの、実際には有権者は地方政府での議員のパフォーマンスではなく国政での政党評価に基づいて投票することがしばしばあり、地方政府が受益者である市民に沿った公共サービスを提供するインセンティブが欠けるからである。

他にも興味深い知見が多く得られた。例えば、有権者の多くは地方自治体コミューン・サンカットよりも一段低い村組織レベルにおいて公共サービスの問題を議論したり、選挙任命ではない村長にしばしば相談が持ちかけられたりしていることがわかった。これは、人々が行政サービスの問題を指摘するチャネルはあるものの、それが選挙を通じた賞罰から切り離されており、なおかつ村長が与党によって任命されてきたことはアカウンタビリティの機能を複雑化し、場合によっては妨げる要因となってきたことが指摘される。また、輪廻転生の仏教的価値観と結びついた社会規範として、優れた政策対応を行った地方政府の代表者があえてそれをアピールすることを望ましくない、との認識があることも示唆された。これは、やはり地方政府議員の選挙での賞罰を難しくし、アカウンタビリティを損なうと考えられる。さらに、従来の研究と同様に、市民社会組織(NGO)が市民の要求表出を助けるなどしてアカウンタビリティを改善する場合があることも示された。

本論文は全8章から構成される。第1章は研究の目的、リサーチ・クエスチョンの提示と方法論な

論文審査の結果の要旨

ど、論文全体のイントロダクションである。第2章はカンボジアの地方分権改革についての背景を、行政権限の移譲、財源の移譲、および地方議員の直接選挙という3点について説明している。第3章は、地方分権改革とアカウンタビリティに関わる諸要因を論じてきた文献レビューであり、カンボジアに限らずどのような研究がどのような要因を指摘してきたかを論じている。第4章は、文献レビューで指摘された要因のうち、何がカンボジアで検討に値するかを踏まえて分析枠組みを示し、その上で本研究がとりあげる5つの仮説を提示している。第5章は、Toul Sangker サンカットおよび Reabコミューンの事例研究により得られた知見をまとめている、第6章は、2016年に国家地方分権委員会が行ったサーベイのデータを用いて、記述統計および地方議員のパフォーマンス評価を従属変数とした回帰分析を行っている。第7章は、これら第5章と第6章で得られた経験的知見に基づいて、本研究の仮説の妥当性を検討し、その意義を議論している。第8章は全体のまとめと政策提言を行っている。

本研究の成果の一部は、2016 年に研究ノートとして、2017 年に査読付論文として、雑誌 Forum of International Development Studies に掲載されている。

2. 評価

本論文は、地方議員のアカウンタビリティという政策実践において関心の高い研究テーマについて、 質的・量的調査法を用いて明らかにしたものであり、とりわけ与党支配の強化という政治的にセンシ ティブな近年のカンボジアにおいて、問題点を鋭く指摘している点が高く評価できる。とりわけ、以 下の貢献が評価される。

- 1) 拘束名簿式比例代表制という選挙制度のもとで、政党(特に与党カンボジア人民党)がどのように地方議員のアカウンタビリティに影響を与えているかを、地方政府関係者や市民へのインタビューによって、経験的かつ具体的に明らかにした。分かりやすい事例として、多くの関係者が地方政府の首長として良いパフォーマンスを示していたと評価されたはずの人物が選挙で再選されないことをエピソードとしてとりあげ、単に与党に対して野党が不利な立場におかれるだけでなく、与党にとっても望ましい代表者が報われないという矛盾が生じていることを指摘した。
- 2) 異なった種類の情報を用いることで、より説得的な知見を提供することに成功している。より多くの射程をもつサーベイデータと、射程は狭いが事前に予見できない実地情報も得られるケース・スタディを行い、広さと深さの両方をある程度まで兼ね備えた分析になっている。そうした研究手法のために、例えば宗教的価値観の与える影響のような特異な要因も発見されており、従来のアカウンタビリティ論に一石を投じるものとなっている。

他方で、本論文には以下のような不十分な点も含まれる。

1) アカウンタビリティとは、誰のために地方議員を賞罰することなのかが必ずしも明確に論じられ

論文審査の結果の要旨

ていない箇所がある。例えば政党が介入することで選挙ではない形で地方議員の政策パフォーマンスに賞罰が加えられることは、一見すると地方議員のアカウンタビリティを高めると指摘される箇所がある。確かにそう言えるかもしれないが、政党がどのような利益や思惑にもとづいて制度ルールをもちいているか、それは市民の利益や思惑とどの程度一致するものなのか、については経験的に十分に明らかにされていない。

2) 他国と比べたときのカンボジアの特異性が十分に明らかになっていないところがある。例えば、カンボジアの地方分権改革において地方政府の予算や権限がかなり制限されていることがアカウンタビリティの意義にどう影響するかは、財源や権限がよりドラスティックに移譲された他国の例と比べて検討されてもよいだろう。

しかし、これらの点は、政治的にセンシティブな昨今の状況では情報の入手可能性が妨げられるという限界にもよっており、また著者が今後の研究を深化させる上で取り組むべき将来の課題といえるものであり、本論文の価値や独自性を損ねるものではない。本論文は、博士論文としての水準に足りるオリジナリティと学術的価値を十分に有していると判断する。

3. 判定

以上のような審査の結果、本論文は博士(国際開発学)の学位に値するものと判定する。